

2022年度 青函ツインシティ写真コンテスト実施要項

1 主 催

青森・函館ツインシティ推進協議会

2 共 催

青森市、函館市

3 目 的

青函ツインシティ交流の拡大を目指し、両市の魅力を市内外に伝えることを目的に写真コンテストを開催する。

4 募集内容

(1) 作品テーマ

「The appeal of town (街の魅力)」

(2) カテゴリー

①青森市民

(青森市民が青森の魅力だと思う写真を応募するカテゴリー)

②函館市民

(函館市民が函館の魅力だと思う写真を応募するカテゴリー)

③両市民以外

(青森・函館以外に住む方が青森または函館の魅力だと思う写真を応募するカテゴリー)

(3) 応募資格

誰でも応募可

※ただし、18歳未満の場合は保護者の同意を得た上で応募すること。

18歳未満が応募した場合は保護者の同意を得た上で応募したものとみなす。

(4) 募集にあたっての条件等

①応募できる数

応募者1名につき該当カテゴリーについて3点まで。

②応募作品の条件

未発表のものに限る。また、応募作品に第三者の肖像及び第三者が権利を有する著作物等が写っている場合は、その肖像の本人（18歳未満の場合は保護者）、又はその著作物等の権利者から応募者が事前に使用承諾等を得たうえで応募すること（応募作品に関し、第三者との間で権利侵害や損害賠償などの問題が生じた場合、主催者は一切の責任を負わないものとし、応

募者が自己の責任と費用においてこれらの問題を解決するものとする)。

(5) 応募方法

応募票に必要事項を記入の上、応募票および応募作品をメールで提出。

※メールで提出が難しい方は、下記問い合わせ先(9)までご連絡ください。

(6) 応募作品のデータ形式・サイズ

JPEG・5MB以内

(7) 募集期間

令和4年6月1日(水)から令和4年8月10日(水)まで(必着)

(8) 提出先

・共通メールアドレス：seikan.photo@gmail.com

(9) 問い合わせ先

・青森市企画部企画調整課 TEL：017-734-2374

・函館市企画部国際・地域交流課 TEL：0138-21-3634

5 審査

(1) 一次審査(候補作品の選定)

・青森市在住者の応募作品の審査を青森市企画部の審査会、函館市在住者の応募作品の審査を函館市企画部の審査会、両市民以外の応募作品を両市の審査会でそれぞれ行う。

審査委員 青森市(5名)：部長が指名するもの

函館市(5名)：部長が指名するもの

・一次審査でカテゴリー毎に7作品程度の候補作品を選定する。

(2) 二次審査(各賞の決定)

・青森・函館ツインシティ推進協議会会員が上記5(1)で選定された候補作品に投票を行い、各賞を決定する。

①グランプリ：最高得点の作品 1点×3カテゴリー

②優秀賞：グランプリの次に得点が多かった作品 1点×3カテゴリー

③入選：優秀賞の次に得点が多かった上位5作品 5点×3カテゴリー

・応募作品の数や内容によって、各賞の数を上記より少なく選定する場合がある。

(3) 審査スケジュール(予定)

①一次審査：令和4年8月中～下旬

②二次審査：令和4年9月上～下旬

6 表彰

(1) グランプリ 各カテゴリー1名 副賞：両都市の特産品 1.5万円相当

(2) 優秀賞 各カテゴリー1名 副賞：両都市の特産品 5千円相当

(3)入選 各カテゴリー5名 副賞：両都市の特産品 2千円相当

- ・賞状は、青森・函館ツインシティ推進協議会会長名で授与する。

7 受賞作品の展示（公開）時期・場所等（予定）

- ①一次審査で選定された候補作品は、青森市役所本庁舎（1階サードプレイス）で展示等を行う（10月～）。
- ②受賞作品は、両市ホームページ等で公開する。

8 注意事項・その他

- ・応募に伴い発生した費用はすべて応募者が負担するものとする。
- ・応募の時点で、応募者は本実施要項に記載の諸条件等に同意したものとみなす。
- ・応募作品は、返却しない。
- ・合成写真、組み写真の応募は不可とする。
- ・受賞は1名1賞とする。
- ・受賞者に対しては別途通知する。
- ・本コンテストの審査結果に関する問い合わせおよび苦情、異議申し立て等には一切応じない。
- ・作品については、主催団体のホームページや印刷物、配布物等の広報媒体で活用する場合があります、受賞作品及び受賞者の氏名・作品名を公表する場合があります。ただし、青函ツインシティ写真コンテストの実施に関する目的以外での個人情報の使用・転用は行わないものとする。